平成26年4月25日庁達第5号

改正

平成28年3月25日庁達第6号 平成29年9月8日庁達第8号 平成30年3月30日庁達第4号 平成31年4月26日庁達第7号

効果的かつ効率的な市政運営実施のための会議の設置に関する規程

目次

- 第1章 総則(第1条一第3条)
- 第2章 岸和田市政策決定会議(第4条-第8条)
- 第3章 岸和田市政策調整会議(第9条-第14条)
- 第4章 専門委員会(第15条—第20条)
- 第5章 雑則 (第21条—第23条)

附則

第1章 総則

(設置)

第1条 本市の行財政運営の基本方針並びに重要な政策、施策及び事務事業の方向性に関する意思決定について、その透明性並びに正確な方針決定及び着実な実行を確保し、もって市政に関するトップマネジメント機能を充実し、効果的かつ効率的な市政運営を推進するため、岸和田市政策決定会議(以下「決定会議」という。)及び岸和田市政策調整会議(以下「調整会議」という。)を置く。 (定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 部長 岸和田市事務決裁規程(昭和63年庁達第2号)第2条第4号に規定する職にある者及び上下水道局長をいう。
  - (2) 課長 岸和田市事務決裁規程第2条第5号及び岸和田市上下水道局事務決裁規程(平成元年水道 事業管理規程第1号)第2条第6号に規定する職にある者をいう。

(付議事項)

- **第3条** 決定会議及び調整会議に付議すべき市政に関する重要事項(以下「付議事項」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 市が定める総合計画の基本構想及び基本計画に関する事項
  - (2) 予算編成の基本方針に関する事項
  - (3) 重要な条例の制定、改廃その他市議会に提出する重要な議案等に関する事項
  - (4) 新たな施策の実施並びに既存の施策の変更及び廃止に関する事項
  - (5) 重要な事務事業の新設、変更及び廃止に関する事項
  - (6) 複数の部等に係る施策及び事務事業の総合調整に関する事項
  - (7) 行財政改革の推進に関する事項
  - (8) 重要な財産の取得、処分及び活用に関する事項
  - (9) 国、大阪府等に対する要望、意見等に関する事項
  - (10) 市政運営に重要な影響を及ぼす事項
  - (11) その他市長が特に必要と認め、指示した事項

第2章 岸和田市政策決定会議

(決定会議)

**第4条** 決定会議は、市政運営の最高の意思決定の場として、付議事項についての審議及び決定を行うものとする。

(組織)

- 第5条 決定会議の委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 市長
  - (2) 副市長
  - (3) 教育長
  - (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に指名する者

(主宰)

- 第6条 決定会議の会議は、市長が主宰する。
- 2 市長に事故あるとき、又は欠けたときは、総合政策部の事務を担任する副市長がその職務を代理する。 (会議)
- 第7条 決定会議の会議は、市長が招集し、議長となる。
- 2 決定会議の会議は、必要に応じてその都度開催する。
- 3 付議事項に関係する部長及び課長その他の職員は、決定会議の会議に出席し、付議事項の内容について、説明を行わなければならない。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、決定会議の会議に、前項に規定する者以外の関係者又は参考人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めるものとする。 (決定)
- 第8条 決定会議は、次の各号に掲げる区分に従って、当該各号に掲げる内容により、付議事項に係る決定を行うものとする。
  - (1) 承認 付議事項を原案のまま、又は決定会議において修正の上、その内容を承認するものと決定すること。
  - (2) 再議 決定会議において指示又は指摘する内容を踏まえ、再検討の上、改めて調整会議に付議すべきものと決定すること。
  - (3) 不承認 付議事項の原案を承認しないものと決定すること。

第3章 岸和田市政策調整会議

(調整会議)

**第9条** 調整会議は、付議事項について、決定会議への付議に先立ち、その内容を審議及び決定し、又は 関係部局に必要な事項を指示し、又は部局間の調整を行うものとする。

- 第10条 調整会議の委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 副市長
  - (2) 教育長
  - (3) 総合政策部長
  - (4) 総務部長
  - (5) 財務部長
  - (6) 当該事務を分掌する部長
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に指名する者

(座長)

- 第11条 調整会議に座長を置く。
- 2 座長は、総合政策部の事務を担任する副市長をもって充てることとし、調整会議を代表し、会務を掌理するとともに、調整会議の決定内容をもって、決定会議に付議事項の付議を行うものとする。
- 3 座長に事故あるとき、又は欠けたときは、総合政策部長がその職務を代理する。 (会議)
- 第12条 調整会議の会議は、座長が招集し、議長となる。
- 2 調整会議の会議は、毎月第2及び第4火曜日に開催する。ただし、座長が特別な事情が生じたと認めるときは、期日を変更し、中止し、又は臨時に開催することができる。
- 3 付議事項に関係する課長その他の職員は、調整会議の会議に出席し、付議事項の内容について、説明 を行わなければならない。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、調整会議の会議に、前項に規定する者以外の関係者又は参考人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めるものとする。 (決定)
- 第13条 調整会議は、次の各号に掲げる区分に従って、当該各号に掲げる内容により、付議事項に係る決定を行うものとする。
  - (1) 承認付議決定 付議事項を原案のまま、又は修正の上、決定会議に付議すべきものと決定すること。
  - (2) 再議 調整会議において指示又は指摘する内容を踏まえ、再検討の上、改めて調整会議に付議すべきものと決定すること。

- (3) 不承認付議決定 付議事項の原案を承認せずに決定会議に付議すべきものと決定すること。 (付議手続)
- **第14条** 各部長は、その処理しようとする事務が付議事項に該当するものと判断される場合にあっては、 調整会議に当該事務の内容を付議しなければならない。
- 2 付議事項の付議は、調整会議の開催日の10日前までに、調整会議付議依頼書(別記様式)に必要事項 を記入の上、関係資料を添えて、座長に提出することより行わなければならない。ただし、緊急を要す る場合には、この限りでない。

第4章 専門委員会

(専門委員会)

第15条 市長は、付議事項に関して、特に専門的な見地から、調査、研究又は検討が必要であると思料するときは、専門委員会を設置するものとする。

(組織)

第16条 専門委員会の委員は、市長が指名する者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

- 第17条 専門委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、市長が指名する者をもって充てることとし、専門委員会を代表し、会務を掌理する。
- 3 副委員長は、市長が指名する者をもって充てることとし、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、 又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第18条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員会の会議に、関係者又は参考人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めるものとする。

(報告)

第19条 委員長は、市長の指示に基づき、専門委員会における協議の経過及び検討の結果を調整会議に報告しなければならない。

(庶務)

第20条 専門委員会の庶務は、市長が指定する課において処理する。

第5章 雜則

(公表)

- 第21条 市長は、決定会議及び調整会議の付議事項の案件名及びその審議内容並びに結果を市ホームページに掲載する方法により公表するものとする。ただし、審議内容及び結果について岸和田市情報公開条例(平成12年条例第9号)第8条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する情報が含まれる場合は、審議内容及び結果の全部又は一部を公表しないことがある。
- 2 前項ただし書の規定により審議内容及び結果の全部又は一部を公表しないこととした場合は、その理由を明らかにするものとする。

(事務局)

第22条 決定会議及び調整会議の事務局は、総合政策部企画課に置く。

(その他)

**第23条** この規程に定めるもののほか、決定会議及び調整会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この庁達は、公表の日から施行する。

(迅速かつ戦略的な政策推進のための会議の設置に関する規程の廃止)

2 迅速かつ戦略的な政策推進のための会議の設置に関する規程(平成23年庁達第5号)は、廃止する。

**附** 則(平成28年3月25日庁達第6号)

この庁達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月8日庁達第8号)

この庁達は、公表の日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日庁達第4号)

この庁達は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**(平成31年4月26日庁達第7号) この庁達は、平成31年5月1日から施行する。 **別記様式**(第14条関係)

年 月 日

マレ Afe State	ᄨᄉᄴ	L L =306	<b>44-403-4</b>
政策調	整会翻	竹誦	化期害

依頼者名

下記事項について、効果的かつ効率的な市政運営実施のための会議の設置に関する規程 第14条の規定に基づき、下記のとおり付議を依頼します。

記

付議事項名	
付議の目的	
説明者	
付議事項の概要	